

新型コロナウイルス関連情報（３月１９日現在）

１ 喫連邦保健省によれば、１９日（金）１５時現在、新たにオーストリア国内で３，２１５名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び４２名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は５０６，１６２名（内死亡数：９，０２４名、治癒数：４６８，２７５名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

・ウィーン市（州）	： １０４，１８７名（＋８４９）
・オーバーエスタライヒ州	： ９３，５５９名（＋４６１）
・ニーダーエスタライヒ州	： ８３，６９７名（＋７３８）
・シュタイアーマルク州	： ６１，９３６名（＋４０２）
・チロル州	： ５０，５８１名（＋２１６）
・ザルツブルク州	： ４１，８５８名（＋２７４）
・ケルンテン州	： ３２，１４４名（＋１２２）
・フォアアールベルク州	： ２３，８８４名（＋ ４５）
・ブルゲンラント州	： １４，３１６名（＋１０８）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

・ウィーン市（州）	： １，８０７名（＋１３）、９５，１０３名
・オーバーエスタライヒ州	： １，５５６名（＋ ６）、８７，９６７名
・ニーダーエスタライヒ州	： １，４７２名（＋１０）、７６，３３７名
・シュタイアーマルク州	： １，８１４名（＋ ７）、５５，８１３名
・チロル州	： ５８８名（＋ ０）、４８，４１８名
・ザルツブルク州	： ５２３名（＋ １）、３８，０２１名
・ケルンテン州	： ７２８名（＋ ２）、２９，７８１名
・フォアアールベルク州	： ２７９名（＋ ０）、２３，９００名
・ブルゲンラント州	： ２５７名（＋ ３）、１２，９３５名

２ １９日、現行の対英国・南アフリカ・ブラジル航空機着陸禁止措置について、英国については有効期限である２２日以降同措置を解除し、南アフリカ・ブラジルについては有効期間を４月４日まで延長する保健省令が公布されました。また、オーストリア入国時の陰性証明書の提示又は自己隔離措置等を定める入国制限（検疫）措置（以下参照）の期限を５月３１日まで延長する保健省令が公布されました。（措置の内容の変更はありません。）

入国制限（検疫）措置

<https://www.at.emb-japan.go.jp/files/100157517.pdf>

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00～17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html